

令和 7 年 4 月 3 0 日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、低レベル放射性廃棄物埋設センター、ウラン濃縮工場、東通原子力発電所に関する報告について

日本原燃（株）及び東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○再処理工場

- ・ 定期報告
 - （１）使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（令和 7 年 3 月分）
 - （２）主要な保守状況（令和 7 年 3 月分）
 - （３）放射線業務従事者の被ばく状況（令和 6 年度第 4 四半期分）
 - （４）女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 6 年度第 4 四半期分）
 - （５）アクティブ試験実施状況（令和 7 年 3 月分）
 - （６）放射性物質の放出状況（令和 7 年 3 月分）
 - （７）放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和 7 年 3 月分）
- ・ 品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和 6 年度下期報告）

○高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

- ・ 定期報告
 - （１）ガラス固化体受入れ・管理数量及び主要な保守状況（令和 7 年 3 月分）
 - （２）放射線業務従事者の被ばく状況（令和 6 年度第 4 四半期分）
 - （３）女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和 6 年度第 4 四半期分）
 - （４）放射性物質の放出状況（令和 7 年 3 月分）
 - （５）放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和 7 年 3 月分）
 - （６）放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和 7 年 3 月分）
- ・ 品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和 6 年度下期報告）

○低レベル放射性廃棄物埋設センター

・定期報告

- (1) 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和7年3月分）
 - (2) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）
 - (3) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）
 - (4) 放射性物質の放出状況（令和7年3月分）
 - (5) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）
 - (6) 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和7年3月分）
- ・品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和6年度下期報告）

○ウラン濃縮工場

・定期報告

- (1) 運転状況及び主要な保守状況（令和7年3月分）
- (2) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）
- (3) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）
- (4) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和7年3月分）
- (5) 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）
- (6) 核燃料物質の在庫量（令和7年3月末現在）

・定期検査計画書

- ・品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和6年度下期報告）

○東通原子力発電所

・定期報告

- (1) 運転状況（令和7年3月分）
- (2) 新燃料の貯蔵状況（令和6年度第4四半期分）
- (3) 使用済燃料の貯蔵状況（令和7年3月分）
- (4) 主要な保守状況（令和7年3月分）
- (5) 放射性固体廃棄物の保管量（令和7年3月分）
- (6) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）
- (7) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		危機管理局原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子
電話 番号	（内線）	6 4 8 7
	（直通）	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監		危機管理局 次長 佐藤 広之

六ヶ所再処理工場に係る定期報告書
(令和7年3月及び令和6年度第4四半期報告)

2025再計発第31号
令和7年4月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正 志 殿

日本原燃株式会社
専務執行役員
再処理事業部長
宮 越 裕 久

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

- (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）
- (2) 主要な保守状況
- (3) 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
- (4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
- (5) アクティブ試験実施状況

2. 放射性物質の放出状況

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

(1) 使用済燃料受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）

(令和7年3月分)

(使用済燃料)

		受入量		再処理量		在庫量（月末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	当月	0	0	0	0	3486	約1484
	累積	3942	約1690	456	約206		
BWR 燃料	当月	0	0	0	0	8583	約1484
	累積	9829	約1703	1246	約219		
合計	当月	0	0	0	0	12069	約2968
	累積	13771	約3393	1702	約425		
(備考)							

(製品)

	生産量	
	ウラン製品（トンU）	プルトニウム製品（kg）
当月	0	0
累積	約 3 6 6	約 6 6 5 8

(注1) 使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7トンU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

(2) 主要な保守状況（令和7年3月分）

定期事業者検査

使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、動力装置及び非常用動力装置、配管・容器
（安重・機種区分）

再処理施設本体の自主検査等

実績なし

(3) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）

（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	5618	5618	0	0	0	0	0
年度	7570	7570	0	0	0	0	0

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

(4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの
170	170	0	0	0

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

(5) アクティブ試験実施状況 (令和7年3月分)

建屋	設備	試験の実施状況	進捗率 (%)
前処理建屋	燃料供給設備、せん断処理設備、溶解設備、清澄・計量設備	—	100 (平成18年3月31日より開始)
分離建屋	分離設備、分配設備、酸回収設備、溶媒回収設備、高レベル廃液処理設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)、(廃液処理)	100 (平成18年4月16日より開始)
精製建屋	ウラン精製設備、プルトニウム精製設備、酸回収設備、溶媒回収設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)	100 (平成18年4月18日より開始)
低レベル廃液処理建屋	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物放出量確認試験、(廃液処理)	90 (平成18年4月11日より開始)
分析建屋	分析設備	(試料分析及び分析機器校正)	100 (平成18年5月23日より開始)
ウラン脱硝建屋	ウラン脱硝設備	—	100 (平成18年10月4日より開始)
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	—	100 (平成18年10月28日より開始)
低レベル廃棄物処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月10日より開始)
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月22日より開始)
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備	(廃液の受入れ)、(廃棄物の貯蔵)	79 (平成18年5月31日より開始)
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等)	100 (平成18年3月31日より開始)
その他 (再処理施設全体として行うもの)	—	気体廃棄物放出量確認試験、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験、再処理施設全体の処理性能確認試験、核燃料物質の物質収支確認	87 (平成18年3月31日より開始)
総合進捗率			96

〈注記〉

○低レベル廃液処理建屋

液体廃棄物放出量確認試験：低レベル廃液処理設備で処理された液体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。

○再処理施設全体として行うもの

気体廃棄物放出量確認試験：使用済燃料を処理することにより発生する気体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。

線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験：所定の場所における線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の確認を行う。

再処理施設全体の処理性能確認試験：再処理施設全体の処理能力を確認する。

核燃料物質の物質収支確認：再処理施設全体における核燃料物質の物質収支を確認する。

○試験運転の一環として行うもの

使用済み硝酸処理：試験運転に係る作業により発生する使用済み硝酸の処理を行う。

使用済み有機溶媒処理：試験運転に係る作業により発生する使用済み有機溶媒の処理を行う。

廃棄物（廃液）処理：試験運転に係る作業により発生する廃棄物（廃液）の処理を行う。

試料分析及び分析機器較正：試験運転に係る作業により発生する試料の分析を行う。また分析用標準核燃料物質（ウラン同位体標準、ウラン純度標準、トリウム純度標準、プルトニウム同位体標準、プルトニウム純度標準等）を使用し、分析機器の較正等を行う。

廃液の受入れ：試験運転に係る作業により発生する廃液の受入れを行う。

廃棄物の貯蔵：試験運転に係る作業により発生する固体廃棄物については、それぞれの貯蔵設備で保管廃棄する。

チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等：アクティブ試験に用いる使用済燃料について、チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取り外し及び切断処理、前処理建屋への移送などを適宜実施する。

2. 放射性物質の放出状況（令和7年3月分）

（1）放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量

（単位：Bq）

核種 （測定箇所）	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H－3 （放出前貯槽）	2.9×10^9	1.7×10^{10}	6.7×10^9	6.1×10^8	3.8×10^9	2.8×10^{10}	1.8×10^{16}
I－129 （放出前貯槽）	N D	5.1×10^5	6.6×10^5	2.8×10^4	3.7×10^5	1.6×10^6	4.3×10^{10}
I－131 （放出前貯槽）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	1.7×10^{11}
その他α線を放出する核種 （放出前貯槽）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	3.8×10^9
その他α線を放出しない核種 （放出前貯槽）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	2.1×10^{11}
（備考）放出量については、端数処理をしている。							

（2）放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量

（単位：Bq）

核種 （測定箇所）	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
Kr－85 （排気口）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	3.3×10^{17}
H－3 （排気口）	3.3×10^9	2.8×10^9	6.6×10^8	7.0×10^9	7.6×10^9	1.8×10^{10}	1.9×10^{15}
C－14 （排気口）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	5.2×10^{13}
I－129 （排気口）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	1.1×10^{10}
I－131 （排気口）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	1.7×10^{10}
その他α線を放出する核種 （排気口）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	3.3×10^8
その他α線を放出しない核種 （排気口）	N D	N D	N D	N D	N D	N D	9.4×10^{10}
（備考）放出量については、端数処理をしている。							

（注）N Dは、検出限界未満を示す。

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）

放射性廃棄物の種類	当月の保管廃棄量	累積保管廃棄量
ガラス固化体（本）	0	3 4 6
ハル及びエンドピース（本）	0	2 2 1
チャンネルボックス及び バーナブルポイズン（本）	0	2 5 2
雑固体廃棄物等（本）	4 8 5	6 1 5 6 1
廃樹脂及び廃スラッジ（m ³ ）	0	5 9 . 5

（注1）ハル及びエンドピースについては、1,000リットル容器の本数とする。

（注2）チャンネルボックス及びバーナブルポイズン並びに雑固体廃棄物等の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和6年度下期報告)

2025安品品発第4号

令和7年4月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和6年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和6年度下期定例マネジメントレビュー（3月5日開催）において、令和7年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定し、3月19日に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(再処理事業部)

再処理事業部長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、11月12日に改正し、同日、再処理事業部内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月26日に設定し、同日、再処理事業部内へ周知した。

(技術本部)

技術本部において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標に変更はなかった。

また、技術本部長は、令和7年度の品質目標を、3月28日に設定し、4月1日に、技術本部内へ周知した。

(監査室)

監査室長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月22日に改正し、同日、監査室内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、調達室長は、令和7年度の品質目標を、3月28日に設定し、同日、調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、安全・品質本部長は、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、安全・品質本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

(実施日)

- ・令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日
- ・令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

実施結果：社長は、レビューの結果、以下を指示した。

令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日

(安全・品質本部)

CAPシステムの利便性を高めるため、JCAPS^{※1}の改修を進めるとともに、CAPシステムの更なる活用として、データマイニングなどの検討を進め、不適合及びCAQ^{※2}の未然防止を推進すること。

※1：本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点の処理内容を入力するデータベースのこと

※2：原子力安全に影響を及ぼす状態及び原子力安全に影響を及ぼすおそれのある状態のこと

令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

(再処理事業部)

設工認の審査に加え、工事、検査及び重大事故等対処訓練の計画及び実績を可視化し、しゅん工に向けた進捗管理を確実に実施すること。

(監査室)

監査プロセスの改善検討及び人事部門と要員の運用に係る調整を進めることにより、令和7年度の内部監査に万全を期すこと。

(安全・品質本部)

令和6年度に発生した労働災害について、燃料製造事業部の共通要因分析結果を踏まえ、必要な対策を水平展開すること。

(4) 文書及び記録の管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

○特記事項

再処理事業部長は、前処理建屋の査察機器設置場所における全消灯事象発生の原因分析及び再発防止対策に係る報告書の再提出（令和6年2月2日）し、原因分析に基づく再発防止対策及び他事業部への水平展開を実施した。個別の実施計画書を作成し、定期的に対策の進捗管理を実施し、再発防止対策の実効性を評価している。

また、令和6年度に発生した原子力安全に影響を及ぼすおそれのあった設備のトラブルについて、原因分析及び再発防止対策に取り組んでいる。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(6) 調達

再処理事業部長、技術本部長及び調達室長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・再処理事業部及び技術本部に対する内部監査　：7月～11月
- ・監査室に対する内部監査　　　　　　　　　：12月～1月（安全・品質本部長が実施）
- ・調達室に対する内部監査　　　　　　　　　：11月～1月
- ・安全・品質本部に対する内部監査：2月～3月

監査結果：

(再処理事業部及び技術本部)

指摘事項が1件（設計管理の記録不備に対する是正要求）、観察事項が4件（リスク評価に係る改善要求など）、修正事項が4件、提案事項が9件あった。

(監査室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

(調達室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

(安全・品質本部)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が2件あった。

(8) 不適合管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（P I）等の分析・評価結果並びに令和6年度第2四半期原子力規制検査及び令和6年度第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、CAPシステム等の運用に係る改善活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について継続的な改善を図った。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第29回品質マネジメント会議を3月10日に開催した。

(議題)

- ・労働災害の根絶に向けた取組み
- ・人的過誤の撲滅に向けた取組み

(2) 再処理事業部及び技術本部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第14回安全・品質改革検証委員会を11月11日に開催した。

(議題)

- ・能登半島地震を踏まえた当社の安全性向上に係る対応計画について
- ・速やかな情報共有に関する改善について
- ・第13回安全・品質改革検証委員会におけるご意見への対応状況について

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなかった。

(2) 品質月間行事の実施

全国品質月間（11月）において、以下の活動を実施した。

- ・品質月間ポスターの掲示
- ・報告徴収を風化させない活動

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：再処理事業部及び技術本部、安全・品質本部は、LRQAリミテッドによる令和6年度第2回定期監査を受けた。

(監査実施日)

- ・再処理事業部及び技術本部：12月9日、12月11日及び12月20日
- ・安全・品質本部：12月11日及び12月20日

監査結果：指摘事項及び観察事項はなかった。再処理事業部及び技術本部に対し、提
言事項が１件あった。

上記監査結果の詳細は、令和７年４月３０日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書
を提出。

- ・２０２４年度 第２回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る定期報告書
(令和7年3月及び令和6年度第4四半期報告)

2025再計発第38号
令和7年4月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正 志 殿

日本原燃株式会社
専務執行役員
再処理事業部長
宮 越 裕 久

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量
6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況（令和7年3月分）

1 ガラス固化体受入数量

当月	0（本）
累積	1 8 3 0（本）

2 ガラス固化体管理数量

当月	0（本）
累積	1 8 3 0（本）

3 主要な保守状況

定期事業者検査

ガラス固化体貯蔵設備、換気設備および収納管廃棄設備、計測制御設備

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	387	387	0	0	0	0	0
年度	883	883	0	0	0	0	0

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの
29	29	0	0	0

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質の放出状況（令和7年3月分）

（単位：Bq/cm³）

放射性廃棄物の種類		測定箇所	平均濃度
気体	放射性ルテニウム	排気口	N D
	放射性セシウム	排気口	N D

（注）N Dは、検出限界未満を示す。

5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）

（単位：m³）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
液体	0	2. 8 0 0

6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	4	1 1 6 0

（注）六ヶ所廃棄物貯蔵管理センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和6年度下期報告)

2025安品品発第3号
令和7年4月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和6年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和6年度下期定例マネジメントレビュー(3月5日開催)において、令和7年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定し、3月19日に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(再処理事業部)

再処理事業部長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、11月12日に改正し、同日、再処理事業部内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月26日に設定し、同日、再処理事業部内へ周知した。

(技術本部)

技術本部において、期間中(下期)における令和6年度の品質目標に変更はなかった。

また、技術本部長は、令和7年度の品質目標を、3月28日設定し、4月1日に、技術本部内へ周知した。

(監査室)

監査室長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月22日に改正し、同日、監査室内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室において、期間中(下期)における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、調達室長は、令和7年度の品質目標を、3月28日に設定し、同日、調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部において、期間中(下期)における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、安全・品質本部長は、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、安全・品質本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

(実施日)

- ・令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日
- ・令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

実施結果：社長は、レビューの結果、以下を指示した。

令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日

(安全・品質本部)

CAPシステムの利便性を高めるため、JCAPS^{※1}の改修を進めるとともに、CAPシステムの更なる活用として、データマイニングなどの検討を進め、不適合及びCAQ^{※2}の未然防止を推進すること。

※1：本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点の処理内容を入力するデータベースのこと

※2：原子力安全に影響を及ぼす状態及び原子力安全に影響を及ぼすおそれのある状態のこと

令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

(再処理事業部)

設工認の審査に加え、工事、検査及び重大事故等対処訓練の計画及び実績を可視化し、しゅん工に向けた進捗管理を確実に実施すること。

(監査室)

監査プロセスの改善検討及び人事部門と要員の運用に係る調整を進めることにより、令和7年度の内部監査に万全を期すこと。

(安全・品質本部)

令和6年度に発生した労働災害について、燃料製造事業部の共通要因分析結果を踏まえ、必要な対策を水平展開すること。

(4) 文書及び記録の管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(6) 調達

再処理事業部長、技術本部長及び調達室長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・再処理事業部及び技術本部に対する内部監査：7月～11月
- ・監査室に対する内部監査：12月～1月（安全・品質本部長が実施）
- ・調達室に対する内部監査：11月～1月
- ・安全・品質本部に対する内部監査：2月～3月

監査結果：

(再処理事業部及び技術本部)

指摘事項が1件（設計管理の記録不備に対する是正要求）、観察事項が4件（リスク評価に係る改善要求など）、修正事項が4件、提案事項が9件あった。

(監査室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

(調達室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

(安全・品質本部)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が2件あった。

(8) 不適合管理

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

再処理事業部長、技術本部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（P I）等の分析・評価結果並びに令和6年度第2四半期原子力規制検査及び令和6年度第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、CAPシステム等の運用に係る改善活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について継続的な改善を図った。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第29回品質マネジメント会議を3月10日に開催した。

(議題)

- ・労働災害の根絶に向けた取組み
- ・人的過誤の撲滅に向けた取組み

（２）再処理事業部及び技術本部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

４．安全・品質改革検証委員会

第１４回安全・品質改革検証委員会を１１月１１日に開催した。

（議題）

- ・能登半島地震を踏まえた当社の安全性向上に係る対応計画について
- ・速やかな情報共有に関する改善について
- ・第１３回安全・品質改革検証委員会におけるご意見への対応状況について

５．その他

（１）全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなかった。

（２）品質月間行事の実施

全国品質月間（１１月）において、以下の活動を実施した。

- ・品質月間ポスターの掲示
- ・報告徴収を風化させない活動

Ⅱ．常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：再処理事業部及び技術本部、安全・品質本部は、LRQAリミテッドによる令和６年度第２回定期監査を受けた。

（監査実施日）

- ・再処理事業部及び技術本部：１２月９日、１２月１１日及び１２月２０日
- ・安全・品質本部：１２月１１日及び１２月２０日

監査結果：指摘事項及び観察事項はなかった。再処理事業部及び技術本部に対し、提言事項が１件あった。

上記監査結果の詳細は、令和７年４月３０日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出。

- ・２０２４年度 第２回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る定期報告書
(令和7年3月報告及び令和6年度第4四半期報告)

2025埋計発第67号

令和7年4月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

日本原燃株式会社
執行役員 埋設事業部長
近江 正

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和7年3月分）

	令和7年3月	年度計
受入数量(本)	4, 9 9 2	1 3, 9 7 6
埋設数量(本)	2, 4 5 6	1 3, 2 5 6
主要な保守状況	実績なし	
(備考) ・前年度までの累積埋設本数：3 5 7, 4 9 9 本		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5 以下	5 を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	175	175	0	0	0	0	0
年度	290	290	0	0	0	0	0

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）（単位：人）

放射線業務従事者数	3 月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1 以下	1 を超え 2 以下	2 を超え 5 以下	5 を超え るもの
9	9	0	0	0

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

4．放射性物質の放出状況（令和7年3月分）

(単位：Bq/cm³)

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	H－3	排気口	放出実績なし
	C o－6 0	排気口	放出実績なし
	C s－1 3 7	排気口	放出実績なし
液体	H－3	サンプルタンク	放出実績なし
	C o－6 0	サンプルタンク	放出実績なし
	C s－1 3 7	サンプルタンク	放出実績なし

5．放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	0

（注）六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和7年3月分）（単位：Bq/cm³）

測定結果 測定の箇所	H－3	C o－6 0	C s－1 3 7
地下水監視設備（1）	N D	N D	N D
地下水監視設備（2）	N D	N D	N D
地下水監視設備（3）	N D	N D	N D
地下水監視設備（4）	N D	N D	N D
地下水監視設備（5）	N D	N D	N D
地下水監視設備（6）	N D	N D	N D
地下水監視設備（7）	N D	N D	N D

（注）N Dは検出限界未満を示す。

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和6年度下期報告)

2025安品品発第2号
令和7年4月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和6年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和6年度下期定例マネジメントレビュー（3月5日開催）において、令和7年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定し、3月19日に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(埋設事業部)

埋設事業部長は、1号覆土仕様変更を踏まえた計画の作成等に係る品質目標の見直しのため、令和6年度の品質目標を、1月15日に改正し、同日、埋設事業部内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、4月1日に、埋設事業部内へ周知した。

(監査室)

監査室長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月22日に改正し、同日、監査室内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、調達室長は、令和7年度の品質目標を、3月28日に設定し、同日、調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、安全・品質本部長は、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、安全・品質本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

(実施日)

- ・令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日
- ・令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

実施結果：社長は、レビューの結果、以下を指示した。

令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日

(埋設事業部)

1号覆土の仕様変更に至った事象について、事業許可から施設確認申請までのプロセスの課題を品質マネジメントシステムの観点から整理し、改善を講じること。

(安全・品質本部)

CAPシステムの利便性を高めるため、JCAPS^{※1}の改修を進めるとともに、CAPシステムの更なる活用として、データマイニングなどの検討を進め、不適合及びCAQ^{※2}の未然防止を推進すること。

※1：本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点の処理内容を入力するデータベースのこと

※2：原子力安全に影響を及ぼす状態及び原子力安全に影響を及ぼすおそれのある状態のこと

令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

(監査室)

監査プロセスの改善検討及び人事部門と要員の運用に係る調整を進めることにより、令和7年度の内部監査に万全を期すこと。

(安全・品質本部)

令和6年度に発生した労働災害について、燃料製造事業部の共通要因分析結果を踏まえ、必要な対策を水平展開すること。

(4) 文書及び記録の管理

埋設事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「廃棄物埋設施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(埋設事業部)

埋設事業部長は、文書類に従い、廃棄物埋設管理、施設管理、廃棄物埋設地の保全、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(6) 調達

埋設事業部長及び調達室長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・埋設事業部に対する内部監査 : 12月～2月
- ・監査室に対する内部監査 : 12月～1月 (安全・品質本部長が実施)
- ・調達室に対する内部監査 : 11月～1月
- ・安全・品質本部に対する内部監査 : 2月～3月

監査結果：

(埋設事業部)

指摘事項はなかった。観察事項が2件(埋設事業部において管理が必要な監視測定のための設備に係る是正要求など)、提案事項が6件あった。

(監査室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

(調達室)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

(安全・品質本部)

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が2件あった。

(8) 不適合管理

埋設事業部長、監査室長、調達室及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

埋設事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

埋設事業部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、廃棄物埋設施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及び埋設事業部による保安活動の状況を示す指標（P I）等の分析・評価結果並びに令和6年度第2四半期原子力規制検査及び令和6年度第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、CAPシステム等の運用に係る改善活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について継続的な改善を図った。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第29回品質マネジメント会議を3月10日に開催した。

(議題)

- ・労働災害の根絶に向けた取組み
- ・人的過誤の撲滅に向けた取組み

(2) 埋設事業部と協力会社との連携

埋設事業部長は、日本原燃安全推進協議会（埋設事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第14回安全・品質改革検証委員会を11月11日に開催した。

(議題)

- ・能登半島地震を踏まえた当社の安全性向上に係る対応計画について
- ・速やかな情報共有に関する改善について
- ・第13回安全・品質改革検証委員会におけるご意見への対応状況について

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

期間中(下期)の全社安全大会の開催はなかった。

(2) 品質月間行事の実施

全国品質月間(11月)において、以下の活動を実施した。

- ・品質月間ポスターの掲示
- ・報告徴収を風化させない活動

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：埋設事業部及び安全・品質本部は、LRQAリミテッドによる令和6年度第2回定期監査を受けた。

(監査実施日)

- ・埋設事業部：12月10日及び12月18日
- ・安全・品質本部：12月11日及び12月20日

監査結果：指摘事項、観察事項及び提言事項はなかった。

上記監査結果の詳細は、令和7年4月30日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出。

- ・2024年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

六ヶ所ウラン濃縮工場に係る定期報告書
(令和7年3月及び令和6年度第4四半期報告)

2025 濃 運 発 第 24 号
令 和 7 年 4 月 30 日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

日本原燃株式会社
常 務 執 行 役 員
濃 縮 事 業 部 長
榎 信弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 運転状況及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況
5. 放射性廃棄物の保管廃棄量
6. 核燃料物質の在庫量
(半期毎の報告月に限り記載する。)

1. 運転状況及び主要な保守状況（令和7年3月分）

		令和7年3月
運 転 状 況	RE-1A	※ 1
	RE-1B	※ 2
	RE-1C	※ 3
	RE-1D	※ 4
	RE-2A	※ 5
	RE-2B	※ 6
	RE-2C	※ 7
主要な保守状況		定期事業者検査 ・カスケード設備 ・高周波電源設備 ・UF6処理設備 ・気体廃棄物の廃棄設備 ・放射線監視・測定設備 ・通信連絡設備
(備考) ※ 1 RE-1A : 運転停止中(H12. 4. 3～) ※ 2 RE-1B : 運転停止中(H14. 12. 19～) ※ 3 RE-1C : 運転停止中(H15. 6. 30～) ※ 4 RE-1D : 運転停止中(H17. 11. 30～) ※ 5 RE-2A : 運転中 ・150tSWU/年のうち75tSWU/年は、R5年8月25日に運転開始、R6年7月9日より濃縮ウランの生産開始。 ・150tSWU/年のうち75tSWU/年は、R6年7月30日に運転開始、濃縮ウランの生産に向けて準備作業中。 ※ 6 RE-2B : 運転停止中(H22. 12. 15～) ※ 7 RE-2C : 運転停止中(H20. 2. 12～)		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期	504	504	0	0	0	0	0
年度	743	743	0	0	0	0	0

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期	91	91	0	0	0	0	0
年度	204	204	0	0	0	0	0

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの
20	20	0	0	0

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの
4	4	0	0	0

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和7年3月分）
 ウラン濃縮施設

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度
ウ ラ ン	気体	排気口	N D (Bq/cm ³)
	液体	処理水ピット	N D (Bq/cm ³)
フッ素化合物	気体（HF）	排気口	N D (mg/m ³)
	液体（F）	処理水ピット	N D (mg/リットル)

その他施設（研究開発棟）

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度
ウ ラ ン	気 体	排 気 口	N D (Bq/cm ³)
	液 体	処理水ピット	放出実績なし (Bq/cm ³)
フッ素化合物	気 体（HF）	排 気 口	N D (mg/m ³)
	液 体（F）	処理水ピット	放出実績なし (mg/リットル)

（注）NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和7年3月分）

ウラン濃縮施設

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機を除く）	26	15,591
放射性液体廃棄物	0	62
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性液体廃棄物	0	61
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性気体廃棄物	0	0

（単位：tSWU／年相当分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機）	27	177

その他施設（研究開発棟）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物	18	1,392
放射性液体廃棄物	0	53

（注1）放射性固体廃棄物（使用済遠心機を除く）および放射性固体廃棄物については、200リットルドラム缶換算本数で示す。

（注2）放射性液体廃棄物については、20リットルドラム缶換算本数で示す。

（注3）付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物および付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物については、80kgポンベ換算本数で示す。

（注4）放射性固体廃棄物（使用済遠心機）については、遠心分離機の分離作業能力換算数で示す。

6. 核燃料物質の在庫量（令和7年3月末現在）

ウラン濃縮施設

（単位：本）

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン	回収した 付着ウラン
在庫量	32	146	1144	7

その他施設（研究開発棟）

（単位：本）

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン
在庫量	2	0	0

（注1）六フッ化ウランの在庫量をシリンダ本数で示す。

（注2）半期毎の報告月に限り記載する。

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和6年度下期報告)

2025安品品発第1号
令和7年4月30日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和6年度下期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和6年度下期定例マネジメントレビュー（3月5日開催）において、令和7年度も現行の品質方針を継続して適用することを決定し、3月19日に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月4日に改正し、同日、濃縮事業部内へ周知した。

濃縮事業部長は、増設計画の完工目標期間の変更のため、令和6年度の品質目標を、2月7日に改正し、2月10日に濃縮事業部内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、4月8日に設定し、同日、濃縮事業部内へ周知した。

(監査室)

監査室長は、CAPシステム要則の改正に伴う達成指標の見直しを行い、令和6年度の品質目標を、10月22日に改正し、同日、監査室内へ周知した。

また、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、監査室内へ周知した。

(調達室)

調達室において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、調達室長は、令和7年度の品質目標を、3月28日に設定し、同日、調達室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部において、期間中（下期）における令和6年度の品質目標の変更はなかった。

また、安全・品質本部長は、令和7年度の品質目標を、3月31日に設定し、同日、安全・品質本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

社長は、以下のマネジメントレビューを通じ、品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることについて評価を実施した。

(実施日)

- ・令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日
- ・令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

実施結果：社長は、レビューの結果、以下を指示した。

令和6年度上期定例マネジメントレビュー：10月29日

(濃縮事業部)

放射性物質を含む液体の漏えい事象が保守管理の問題に起因していることに鑑みて、現状の保全計画の課題を洗い出し、改善を講じること。

(安全・品質本部)

CAPシステムの利便性を高めるため、JCAPS^{※1}の改修を進めるとともに、CAPシステムの更なる活用として、データマイニングなどの検討を進め、不適合及びCAQ^{※2}の未然防止を推進すること。

※1：本来あるべき状態とは異なる状態、すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、要改善点の処理内容を入力するデータベースのこと

※2：原子力安全に影響を及ぼす状態及び原子力安全に影響を及ぼすおそれのある状態のこと

令和6年度下期定例マネジメントレビュー：3月5日

(濃縮事業部)

ステークホルダーへの情報提供の遅れを組織の課題として捉え、他事業部の運用を参考とし、改善を講じること。

また、工場の安全・安定運転を確保するため、令和6年度に発生した各トラブルなどを踏まえて保全計画を改善し、確実に実行すること。

(監査室)

監査プロセスの改善検討及び人事部門と要員の運用に係る調整を進めることにより、令和7年度の内部監査に万全を期すこと。

(安全・品質本部)

令和6年度に発生した労働災害について、燃料製造事業部の共通要因分析結果を踏まえ、必要な対策を水平展開すること。

（４）文書及び記録の管理

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

（５）保安活動の実施

（濃縮事業部）

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

濃縮事業部長は、令和６年１月１７日に発生した外部からの保障措置に係る指摘について、原因の深掘り及び再発防止対策を行い、令和６年１月２６日に処置を完了し、講じた対策の実効性の評価を令和６年４月１９日に完了した（上期報告済み）。

また、令和６年２月５日に発生した遠心分離機への六フッ化ウランの供給停止について、原因の深掘り及び再発防止対策を行い、令和６年７月９日に処置を完了し、講じた対策の実効性の評価を令和６年９月１８日に完了した（上期報告済み）。

○特記事項

濃縮事業部長は、令和６年度に発生した、保全計画の不備による不適合等を踏まえ、保全計画の見直しに取り組んでいる。

（監査室）

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

（安全・品質本部）

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

（６）調達

濃縮事業部長及び調達室は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

（７）内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

- ・濃縮事業部に対する内部監査 ：１２月～３月
- ・監査室に対する内部監査 ：１２月～１月（安全・品質本部長が実施）
- ・調達室に対する内部監査 ：１１月～１月
- ・安全・品質本部に対する内部監査 ：２月～３月

監査結果：

（濃縮事業部）

指摘事項はなかった。観察事項が1件（保全計画の実効性に係る改善要求）、修正事項が1件、提案事項が4件あった。

（監査室）

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

（調達室）

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が1件あった。

（安全・品質本部）

指摘事項、観察事項及び修正事項はなかった。提案事項が2件あった。

（8）不適合管理

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

（9）是正処置及び未然防止処置

濃縮事業部長、監査室長、調達室長及び安全・品質本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

（10）教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組

（1）安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、下期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及び濃縮事業部による保安活動の状況を示す指標（P I）等の分析・評価結果並びに令和6年度第2四半期原子力規制検査及び令和6年度第3四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、CAPシステム等の運用に係る改善活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性について継続的な改善を図った。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第29回品質マネジメント会議を3月10日に開催した。

(議題)

- ・労働災害の根絶に向けた取組み
- ・人的過誤の撲滅に向けた取組み

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第14回安全・品質改革検証委員会を11月11日に開催した。

(議題)

- ・能登半島地震を踏まえた当社の安全性向上に係る対応計画について
- ・速やかな情報共有に関する改善について
- ・第13回安全・品質改革検証委員会におけるご意見への対応状況について

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

期間中（下期）の全社安全大会の開催はなかった。

(2) 品質月間行事の実施

全国品質月間（11月）において、以下の活動を実施した。

- ・品質月間ポスターの掲示
- ・報告徴収を風化させない活動

Ⅱ．常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：濃縮事業部及び安全・品質本部は、LRQAリミテッドによる令和6年度第2回定期監査を受けた。

（監査実施日）

- ・濃縮事業部：12月10日及び12月18日
- ・安全・品質本部：12月11日及び12月20日

監査結果：指摘事項、観察事項及び提言事項はなかった。

上記監査結果の詳細は、令和7年4月30日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出。

- ・2024年度 第2回 第三者定期監査結果の報告について

以上

定期検査計画書

2025濃運発第16号

令和7年4月30日

青森県 危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
濃縮事業部長
榎 信弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の定期検査の実施計画について別紙のとおり報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場 定期検査実施計画

1. 実施予定期間

令和7年5月8日～令和8年2月27日

2. 工程表

年月	令和7年			令和8年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程				

3. 検査項目

検査項目	検査内容
核燃料物質の臨界防止に係る検査*	核燃料物質の臨界防止に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
閉じ込めの機能に係る検査	閉じ込めの機能に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
火災等による損傷の防止に係る検査	火災等による損傷の防止に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
材料及び構造に係る検査	材料及び構造に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
搬送設備に係る検査	核燃料物質を搬送する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
警報設備等に係る検査*	警報する設備等に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
放射線管理施設に係る検査	放射線管理施設に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
廃棄施設に係る検査	放射性廃棄物を廃棄する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
非常用電源設備に係る検査	発電設備または無停電電源装置に係る所定の機能が維持されていることを確認する。
通信連絡設備に係る検査	通信連絡設備に係る所定の機能が維持されていることを確認する。

4. 特記事項

- ＊： 令和6年度の定期検査実施結果にて報告した、「RE-2Aカスケード（150tSWU/年のうち後半75tSWU/年）について、令和6年度中、濃縮ウランの生産に向けた準備作業中であることから当該カスケードの核燃料物質の臨界防止に係る検査、警報設備等に係る検査は実施していない。」については、濃縮ウランの生産に向けた準備作業が終了することから本年度は、当該カスケードの核燃料物質の臨界防止に係る検査、警報設備等に係る検査を実施する。

東通原子力発電所に係る定期報告書
(令和7年3月分および令和6年度第4四半期分)

令和7年4月30日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

東北電力株式会社
執行役員
東通原子力発電所長
小 笠 原 和 徳

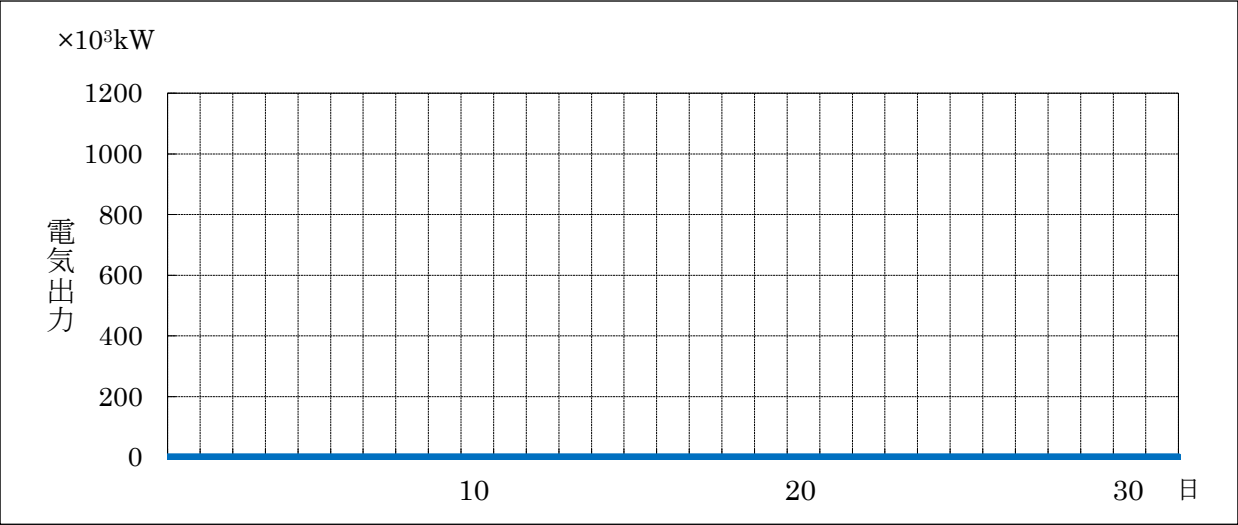
東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 発電所の運転保守状況
 - (1) 運転状況
 - (2) 新燃料の貯蔵状況
 - (3) 使用済燃料の貯蔵状況
 - (4) 主要な保守状況
2. 放射性固体廃棄物の保管量
 - (1) 固体廃棄物貯蔵所
 - (2) 使用済燃料プール
 - (3) タンク等
3. 放射線業務従事者の被ばく状況
4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況

以上

1. 発電所の運転保守状況
(1) 運転状況 (令和7年3月分)
①電気出力



②運転状況等

年月日時分	内容
令和7年3月1日～令和7年3月31日	第4回定期事業者検査中

(2) 新燃料の貯蔵状況 (令和6年度第4四半期分)

(単位: 体)

前期末貯蔵数量	当期搬入数量	当期装荷数量	当期搬出数量	当期末貯蔵数量
292	0	0	0	292
(備考)				

(注) 四半期毎の報告月に限り記載する。

(3) 使用済燃料の貯蔵状況 (令和7年3月分)

(単位: 体)

前月末貯蔵数量	当月発生数量	当月装荷数量	当月搬出数量	当月末貯蔵数量
600	0	0	0	600
(備考)				

(4) 主要な保守状況 (令和7年3月分)

年月日	内容
令和7年3月1日 ～3月31日	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく定期事業者検査 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・蒸気タービン本体

2. 放射性固体廃棄物の保管量（令和7年3月分）

（1）固体廃棄物貯蔵所

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量		累計保管量
		発電所内減少	発電所外搬出	
均質固化体	0	0	0	1 0 8
雑固体	1 6	0	0	1 5 4 9 6
合計	1 6	0	0	1 5 6 0 4

（注）雑固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

（2）使用済燃料プール

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済制御棒	0	0	6 7
使用済チャンネル ボックス	0	0	6 0 0
使用済中性子検出器	0	0	4 4
合計	0	0	7 1 1

（3）タンク等

（単位：m³）

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済樹脂等	0	0	1 4 2

（注1）小数点以下第一位を四捨五入して整数表示で記載する。

ただし、四捨五入すると「0」になる場合は、小数点第一位まで記載する。

（注2）樹脂については、ろ過脱塩器および脱塩器に投入した量とする。

3. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）（単位：人）

線量 (mSv)		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの	計
放射線 業務従 事者数	当該 四半期	490	0	0	0	0	0	490
	年度計	645	0	0	0	0	0	645

（注1） 5 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和6年度第4四半期分）（単位：人）

3月間の線量 (mSv)	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超える	計
放射線業務従事者数	9	0	0	0	9

（注1） 1 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

放射性固体廃棄物の保管量の内訳

2. 放射性固体廃棄物の保管量（令和7年3月分）

(1) 固体廃棄物貯蔵所

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量		累計保管量
		発電所内減少	発電所外搬出	
均質固化体	0	0	0	1 0 8
雑固体	※1 1 6	※2 0	0	1 5 4 9 6
合計	1 6	0	0	1 5 6 0 4

(注) 雑固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

※1 当月発生量のうち、ドラム缶に封入されていた雑固体廃棄物をボックスパレットに詰替えて固体廃棄物貯蔵所に搬入した本数（ボックスパレット1個＝ドラム缶4本相当に換算）

当月	累計
0本	4本

※2 当月減少量（発電所内減少）のうち、ドラム缶に封入されている雑固体廃棄物をボックスパレットに詰替えるため固体廃棄物貯蔵所から搬出した本数

当月	累計
0本	8本

【補足】ドラム缶に封入されている雑固体廃棄物のボックスパレットへの詰替え作業の流れ

- (1) 固体廃棄物貯蔵所から詰替え対象ドラム缶をサービス建屋に搬出（※2の本数）
- (2) サービス建屋にてドラム缶から雑固体廃棄物を取り出しボックスパレットへ詰替え
 - a. ボックスパレット1個にドラム缶7本前後分の雑固体廃棄物を詰替える。
(ドラム缶に封入されている雑固体廃棄物の量により詰替え本数が増減する)
 - b. ドラム缶に封入されている雑固体廃棄物が水分を含む物等であった場合は、ボックスパレットに詰替えない。
- (3) サービス建屋からボックスパレットを固体廃棄物貯蔵所に搬入（※1の本数）